

監査公表第 663 号

定期監査（工事）の結果を受けて京都市長が講じた措置について、地方自治法第 199 条第 12 項前段の規定により通知がありましたので、同項後段の規定により、その内容を次のとおり公表します。

平成 23 年 12 月 26 日

京都市監査委員 繁 隆 夫
同 津 田 早 苗
同 不 室 嘉 和
同 海 沼 芳 晴

1 平成 22 年度定期監査（工事）（平成 23 年 4 月 28 日監査公表第 656 号）

（産業観光局－1）

| 指 摘 事 項 |
|---|
| <p>(ア) 工事</p> <p>a 物品購入における事務処理等について</p> <p>本件プレハブ物置（以下「物置」という。）は、基礎工事、電気工事等が含まれ、工事契約として発注されるべきものを、物品購入としたが、物置施工に伴い、計画通知申請手続を行うに際し、仕様書どおりの基礎が不適合となるため、急きょ、鉄筋コンクリート基礎工事を行う必要から、別途に「その他附帯工事」（以下「附帯工事」という。）として随意契約したものである。</p> <p>物品購入及び附帯工事において、以下のような事例があった。</p> <p>(a) 仕様書に明記された物置の基礎は減額変更手続きを行わず、設計料が含まれているにもかかわらず、コンクリート基礎の設計料として相殺した。</p> <p>(b) 物置は、確認日には履行が完了していなかった。</p> <p>(c) 物置及び附帯工事の積算において、1 者の見積りのみで積算を行い、複数の見積り徴取を怠った。</p> <p>(d) 附帯工事の直接工事費は土木工事の積算単価を適用し、諸経費の率は建築工事の積算基準を適用したため、工事費の積算が過大となっていた。</p> |

- (e) 附帯工事に係る「現場代理人等通知書」において、主任技術者の資格要件の確認を怠るとともに要件に該当していなかった。
- (f) 附帯工事の請負者に通知する完成検査日通知書等の書類は建築工事の様式で行わず、土木工事の様式を使用していた。
- (g) 附帯工事に係る提出書類に建設廃棄物処理委託契約書の写しが添付されていたが、建設廃棄物処理委託契約は締結されていなかった。
- (h) 附帯工事において、コンクリート打設の立会を行っていないため、布基礎底板部の型枠の設置を確認できていなかった。
- (i) 附帯工事に提出された警備員の写真は、別工事の写真が添付され、日付も異なっていた。

組織内において、契約から検査に至るまでの適正な事務処理、指導、情報共有やチェック体制の充実に努めるとともに工種による技術職員が配置されていない場合は、工事担当局と適切な調整を図られたい。

(京都市林産物需要拡大センター増築・改修工事 ただし、その他附帯工事、物置京北農林業振興センター)

講 じ た 措 置

所属長が、適正な契約事務の確保のため、監査の指摘事項の周知徹底を行うとともに、契約事務に関する研修を受講し、所属職員を対象として伝達研修を実施した。

また、産業観光局として、各所属において、契約から検査に至るまでの適正な事務処理、指導、情報共有やチェック体制を確保するため、契約事務研修資料を改めて配布するとともに、産業観光局では契約できない工種については工事担当局と適宜調整するよう、平成23年9月29日付けで各所属に文書にて周知徹底を図った。

指 摘 事 項

b 再委託の承認について

委託契約書によれば、受託者が再委託をする場合は京都市から文書による再委託の承認が必要となっている。一部の点検業務を受託者以外の第三者に再委託をしていたが、京都市から承認書を交付していなかった。委託業務の再委託については、受託者に承認願を提出させ京都市から承認書を交付することにより適切な事務処理を行われたい。

(京都市中央卸売市場施設保全業務 ただし、電気設備等定期点検保守業務委託 第一市場管理課)

講 じ た 措 置

再委託の承認については、平成 23 年度以降、委託契約書に基づく事前申請を受け、承諾書の交付を行っている。

また、未承諾再委託の禁止について、第一市場長から第一市場管理課、業務課職員に対して、平成 23 年 8 月 10 日付けで文書にて周知徹底を図り、産業観光局としても、産業総務課長から各所属長に対して同年 9 月 29 日付けで文書にて周知徹底を図った。

指 摘 事 項

(ア) 工事

a 設計変更に伴う事務処理及び施工管理について

設計変更を行うに当たっては、「都市計画局公共建築部の取り扱う工事に係る設計変更の事務処理に関する要綱」(以下「要綱」という。)に基づいて、行わなければならないが、次のような事例があった。

- (a) 「協議事項確認願」及び「協議事項確認指示書」が、要綱で定められた様式で作成されていなかった。
- (b) 設計変更金額の算出を行わずに増額分と減額分を相殺するとの指示を行った。
- (c) 設計図書と現場が一致していない工事が行われていた。
- (d) 要綱で定められている当該担当課等に変更内容の協議を行わなかった。

設計変更を行うに当たっては、要綱に基づいた適正な事務処理及び施工管理を行われたい。

(京都市中央卸売市場第一市場敷地整備工事 ただし、関連4号棟撤去跡地舗装その他工事について 工務監理課)

講 じ た 措 置

担当課の課補職者会議において、所属長から指摘事項の説明を行い、その内容を各係長が係会議において係員に伝達し、事務処理を適切に行うよう徹底した。

都市計画局の取組として、局内各課に対し、指摘事項等を周知するため、平成23年5月23日に通知を行うとともに、同年5月27日に開催した「平成23年度都市計画局建築工事標準単価表等説明会」において、指摘事項について説明を行い、再発防止を促した。

また、平成23年9月13日に、再度、指摘事項について通知を行い、より一層の周知を行った。

指 摘 事 項

(イ) 設計業務委託

a 完了通知書等の書類作成について

完了検査は、完了通知書提出日から14日以内(契約約款第35条)に検査を行わなければならないが、相当期間徒過して検査が行われていた。

また、完了検査に伴う書類作成においても、完了通知書、完了検査調書及び検査結果の通知書の日付と内容に整合性が取れていなかった。

必要な業務を受託者に追加発注するか、委託契約期限の変更契約を行うなど適正な事務処理に努め、完了通知書等の日付と内容が整合するようにされたい。

(京都市林産物需要拡大センター増築・改修工事設計委託 ただし、建築及び設備工
事実施設計委託 企画設計課)

講 じ た 措 置

担当課の取組として、平成23年6月8日に課内研修を実施し、所属長から所属職員に対し、適正な事務処理等に努めるように周知を行った。

都市計画局の取組として、局内各課に対し、指摘事項等を周知するため、平成23年5月23日に通知を行い、同年5月27日に開催した「平成23年度都市計画局建築工事標準単価表等説明会」において、指摘事項について説明を行い、参加者に対し、再発防止を促した。

また、平成23年9月13日に、再度、指摘事項について通知を行い、より一層の周知を行った。

(監査事務局)